

令和8年3月25日 入札公告

令和8年5月22日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事 業 名 : 通ヶ谷山国有林森林整備事業 (間伐・伐採系・造林)

事 業 場 所 : 広島県神石郡神石高原町 通ヶ谷山国有林

事 業 量 :	伐倒 (保護伐)	4,742 m ³
	伐倒 (保育間伐)	664 m ³
	集造材・運材	3,960 m ³
	トラック運搬	3,960 m ³
	植付 (新植)	8.15 ha
	防護柵設置	3.94 km
	木材搬出道補修	1 式

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 作業工程別内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

収入
印紙

森林整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
通ヶ谷山国有林 森林整備事業 （間伐・伐採 系・造林）	スギ外	記番別作 業内訳書 のとおり	作業工程 別数量内 訳書のと おり	請負金額 金 円也 （うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 金 円也）	通ヶ谷山 807 か 林 小班外	通ヶ谷山国 有林 807 つ 林小班山元 土場外

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日から）
至 令和9年2月5日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	6 冊	広島北部森林管理署	契約締結日
植栽器具		4 本	〃	〃

5 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙1のとおり。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の承認を受けること。
- (4) 特記仕様書は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月25日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県三次市十日市中二丁目5-19
分任支出負担行為担当官
広島北部森林管理署長 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書

- 1 本契約にかかる伐採方法は、保護伐及び保育間伐(活用例)であり、伐採にあたっては次によることとする。
保護伐箇所はの伐採にあたっては、高木広葉樹は保残する。この場合は極力群状に保残するよう努める。
保育間伐(活用例)箇所は列状間伐とするが、列間については監督職員と協議のうえ伐採すること。
- 2 本契約にかかる区域外の立木の伐採及び土地の形質変更行為にあたっては、各種法令協議等を要するため、協議が調った後に作業に着手すること。
- 3 伐採・搬出に際して、区域内外の残存立木(下層植栽木も含む)に損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の指示に従い、保護の措置を講じること。
- 4 集材の期間及び伐採・搬出に際して、一般通行車両等への危険が予想される区域においては通行規制を行い、誘導員を配置するなど一般通行車両等の安全確保に必要な措置を講じること。
- 5 常時流水のある沢及び谷筋付近での作業にあたっては、河川等に土砂が流出しないよう十分な処置を講じること。また、事業期間を通じて濁水防止に十分注意を払うこと。
- 6 一般材は中間土場を経由し市場輸送(委託販売)することとし、低質材は中間土場で販売(システム販売)することから、中間土場で一般材と低質材に仕分けを行うこと。
システム販売とする低質材については、システム販売協定者がチップ工場等で計測した重量に森林管理局が定める換算係数(原料材N:0.991、原料材L:1.391)で除算した値を生産数量とする。また、トラックへの積込みが容易な状態で集積し、間伐、保護伐ごとにN材、L材で仕分けを行うこと。
一般材については、遅くとも事業期間内における委託販売先の最終市日の検知に間に合うように、市場と調整を行いながら運搬を完了させること。また、市場への運搬が短期間に集中しないように運搬ペースの平準化に努めることとし、低質材が紛れないように山元での仕分けを徹底すること。
低質材については、事業期間内に余裕をもって数量確定ができるよう、システム販売協定者と連携をとること。
- 7 森林作業道は、別紙「森林作業道作設仕様書」に従って作設することとし、作設等に係る支障木は最小限に抑えること。また、予定路線を変更する場合は、事前に監督職員の確認を受け、支障木の伐採及び土地の形質変更に係る各種法令協議が調った後に作業に着手すること。
木材搬出後は、末木枝条等を森林作業道山側路面に分散存置し、路体の保護及び植栽箇所を確保することとし、全路線横断排水施設を設置すること。
なお、造林作業に影響がないように作業の時期、実施箇所、実施方法については監督職員の指示によるものとする。
事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。
- 8 生産性向上の取組みについては、毎月、作業日報(様式2)を基に「月別工程管理表(様式1)」を作成のうえ、月別請負進行状況等報告書(様式7)と併せて翌月の5日までに提出すること。(※主伐、間伐別に提出すること。)
なお、上記の様式の提出にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。
- 9 積雪が予想される作業地については、早期(積雪前)の作業完了に努めること。

- 10 事業実行区域内において、希少な野生動植物、文化財を発見した場合には、監督職員に報告し、対応を協議すること。
- 11 中間土場は、別紙中間土場位置図に示した民有地を予定しており、その土地所有者からは内諾を得ているため、請負者は事業開始前に土地所有者と使用に際しての注意点や使用料の支払い等について調整・対応を図ること。
中間土場の使用にあたっては、請負者の責任のもと適切に維持管理・使用するとともに、事業完了後は枝条及び樹皮等の整理は適切に行い、監督職員の確認を受けた後に土地所有者に連絡し確認を受けること。
また、使用料が発生する場合は請負者より土地所有者へ支払うこと。
なお、土地所有者の連絡先等については、契約締結時に情報提供する。
ただし、諸事情によりその土地が使用出来なくなった場合は変更となる場合がある。
- 12 山元土場から中間土場までの間については、積載重量2トンのトラックで輸送すること。
積載重量2トンを超えるトラックで輸送する場合は、事前に道路管理者と調整を図り、監督職員の確認を受けた後とすること。
また、道路を損傷及び事故があった場合は道路管理者の指示に従い、請負者の費用負担のもと補修等を行うこと。
- 13 本契約成立時に、システム販売協定相手方が決定していない場合には、土場に材が滞留しないよう監督職員と協議のうえ、事業計画書の作成及び事業に着手すること。
- 14 アフリカ豚熱（ASF）対策
 - (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
 - (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。
- 15 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

月別工程管理表(主伐・間伐)

令和 年 月 日

広島北部 森林管理署長 殿

事業体名:	契約事業名: 通ヶ谷山国有林森林整備事業(間伐・伐採系・造林)
	予定生産量: 3,960 m ³
	事業期間: 令和 年 月 日～令和9年2月5日

作業工程	使用機械	前月末累計		月		月累計		生産性 A/B (m ³ /人日)
		実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 A (m ³)	人員数 B (人)	
実働日 (日)		日		日		日		
主 作 業	伐 倒 (存置を含めない)	チェーンソー						
		ハーベスタ						
	木寄・集材	グラップル・集材機						
	造材	プロセッサ						
		チェーンソー						
	運材	フォワーダ						
	巻立	グラップル						
主作業計								
副 作 業	森林作業道作設(m)							
	トラック運搬							
	検知							
	準備工・踏査							
	搬出道補修							
	機械整備							
	その他(林内)							
	その他(林外)							
副作業計								
合計								
生産性								

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること。)
1H=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2 (素材生産用)

作業日報

[指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者(現場代理人)氏名					林地保全に関する記録		
監督職員(補助)からの指示事項等 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 確認					1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。(無の場合は2以降の記載は不要) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
監督職員(補助)への報告事項					2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因) (実施年月日) 月 日		
監督職員(補助)との承諾事項等 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 協議					3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容) (実施年月日) 月 日		
その他特記事項					※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日) 月 日 (措置内容) (実施年月日) 月 日		

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	0.0 人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業 計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0 人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6tトラック 10tトラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐(存置)」に記入すること。

※その他(林内)の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他(林外)の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式2（造林用） ※造林事業がある場合に使用（防護柵設置・植付等。ただし、存置型間伐は素材生産用を使用すること）

作業日報〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕

記入者（現場代理人）氏名

日付（天候）		月 日（ ）	月 日（ ）	月 日（ ）	月 日（ ）
作業場所 （国有林・林小班）					
監督職員（補助）からの 報告・連絡事項					
監督職員（補助）に対する 連絡事項					
協議事項					
その他特記事項					
作業内容	作業種				
	出役人員（人）	人	人	人	人
	出来高 ha m ³ m				
	使用機械				

※注）延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）※1H=0.125人工

分任支出負担行為担当官
 広島北部森林管理署長 殿

請負者

月分請負進行状況等報告書

（事業地 国有林 林小班）

作業工程	契約数量	進行状況			就労状況（人）			使用器具		指示事項等
		計画 (m)	当月分	累計	主作業 副作業別	延人員		種類	数量	
						当月分	累計			
伐倒	数量 (m ³) (内訳) 主伐 間伐	計画 (m)	主伐			※作業日報（様式1）、月別工程管理表（様式2）のとおり				
			間伐							
		実行 (m)	主伐							
			間伐							
進行率 (%)										
集材	数量 (m ³)	計画 (m ³)								
		実行 (m ³)								
		進行率 (%)								
造材	数量 (m ³)	計画 (m ³)								
		実行 (m ³)								
		進行率 (%)								
運材	数量 (m ³)	計画 (m ³)								
		実行 (m ³)								
		進行率 (%)								
森林作業道	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
トラック運材	数量 (m ³)	計画 (m ³)								
		実行 (m ³)								
		進行率 (%)								
その他										
植付	面積 (ha)	計画 (ha)			副作業					
		実行 (ha)								
		進行率 (%)								小計
防護柵設置	面積 (km)	計画 (Km)			副作業					
		実行 (Km)								
		進行率 (%)								小計
計		計画 (m ³)								
		実行 (m ³)								
		進行率 (%)								監督職員 経由

摘要 ①延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒	保護伐	4,742m ³	
		保育間伐	664m ³	
		合計	5,405m ³	
素材	集造材・運材	一般材	1,580m ³	運材は山元土場までとする。
		低質材	2,380m ³	運材は山元土場までとする。
		合計	3,960m ³	
素材	トラック運搬	一般材	1,580m ³	山元土場～中間土場～広島県 森林組合連合会三次木材共販所
		低質材	2,380m ³	山元土場～中間土場
		合計	3,960m ³	
造林	植付（新植）	スギ	1.70ha	コンテナ苗：3,400本
		ヒノキ	6.45ha	コンテナ苗：12,900本
		合計	8.15ha	
造林	防護柵設置		3.94km	
その他	木材搬出道補修	砂利敷込工外	1式	詳細は別紙「木材搬出道補修作業内訳書」のとおり

※端数処理により合計が一致しない場合がある。

別紙

木 材 搬 出 道 補 修 作 業 内 訳 書

作業種	作業箇所	数量	備考
砂利敷込工	第二通ケ谷林道	63m ³	RC-40 延長： 210m 幅： 3m 厚み： 0.1m
敷鉄板 敷設・撤去工	第二通ケ谷林道	10枚	鉄板規格 幅： 1,524mm 奥行： 3,048mm 厚み： 22mm
大型土のう 作成・設置工	第二通ケ谷林道	4個	対応年数： 3年 容 量： 1.0m ³
素掘側溝作設工	第二通ケ谷林道	150m	深さ： 0.3m 底幅： 0.3m
排水構造物 設置工	第二通ケ谷林道 森林作業道	4箇所	材料規格 ポリエチレン波状管 径： 600mm 長： 6,000mm ※継手を含む

記 番 別 作 業 内 訳 書

国有林名 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
					自	至	
通ヶ谷山 807か	保護伐	9.18ha	4.98ha	4.20ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	
通ヶ谷山 807そ	保護伐	1.15ha	0.00ha	1.15ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	
通ヶ谷山 807つ	保護伐	0.55ha	0.00ha	0.55ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	
通ヶ谷山 807る	保護伐	2.32ha	0.07ha	2.25ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	
小計		13.20ha	5.05ha	8.15ha			
通ヶ谷山 807か	保育間伐	4.98ha	1.34ha	3.64ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	伐採率 35%
小計		4.98ha	1.34ha	3.64ha			
合計				11.79ha			
通ヶ谷山 807か	植付 (新植)	9.18ha	4.98ha	4.20ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	コンテナ苗 ヒノキ 8,400本
通ヶ谷山 807そ	植付 (新植)	1.15ha	0.00ha	1.15ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	コンテナ苗 スギ 2,300本
通ヶ谷山 807つ	植付 (新植)	0.55ha	0.00ha	0.55ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	コンテナ苗 スギ 1,100本
通ヶ谷山 807る	植付 (新植)	2.32ha	0.07ha	2.25ha	契約締結の翌日	令和9年2月5日	コンテナ苗 ヒノキ 4,500本
合計				8.15ha			
通ヶ谷山 807か外	防護柵 設置			3.94km	契約締結の翌日	令和9年2月5日	

立木資材内訳書

国有林 林小班	伐採種	面積 ha	樹種	本数 本	材積 m ³	備考
通ヶ谷山 807か	保護伐	4.20	ヒノキ	5,125	2,221.48	素材生産見込数量： 1,690 m ³
通ヶ谷山 807そ	保護伐	1.15	スギ	884	824.25	素材生産見込数量： 630 m ³
通ヶ谷山 807つ	保護伐	0.55	ヒノキ	590	426.15	素材生産見込数量： 330 m ³
通ヶ谷山 807る	保護伐	2.25	ヒノキ	2,943	1,269.86	素材生産見込数量： 980 m ³
小計		8.15		9,542	4,741.74	素材生産見込数量： 3,630 m ³
通ヶ谷山 807か	保育間伐	3.64	ヒノキ	1,561	663.66	素材生産見込数量： 330 m ³
小計		3.64		1,561	663.66	素材生産見込数量： 330 m ³
合計		11.79		11,103	5,405.40	素材生産見込数量： 3,960 m ³ (うち低質材見込数量) 2,380 m ³

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第33条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

間接費確定額 = $\frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$ とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

消費税額 = $(\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100}$ とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・金額確定通知書」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第38条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left\{ \text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計額} \right\} \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、延寸は2～5cmとする。

第8 森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第9 巻立

標準仕様書第33条第1項に定める巻立基準表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第10 トラック運材

標準仕様書第34条第2項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢100年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第11 実行記録写真管理

標準仕様書第13条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、5(2)実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、択伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を1組提出するものとする。

第12 損害賠償基準

請負契約約款第62条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については、次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠点名	損傷率
胴折れ	90%（立木）
引抜け	10%（丸太）
割れ	10%（丸太）
株高	10%（立木）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{伐倒地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠点名	損傷率
胴折れ	30%（立木）
材長不足	20%（丸太）
割れ	10%（丸太）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{集材地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(3) その他の損害で品質低下が1本当り材価の10%以上低下すると認められるもの。

- 欠点名
- トビ傷等の著しいもの
- その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は、その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

ない。

損害材積×材価低下率×検収地点時価＝要賠償金額

注1：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注2：材価低下率は聞込み等により署長等が算定した額とする。

(4)トラック運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に関係ある損傷は1本当りの材価が（10%以上）低下する次のものをいい数量は材積（立方m³）をもって表わす。

イ 折損

ロ 割裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注1：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注2：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における1車当り運搬実績に基づいて署長等が決定する。ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注1：亡失材積は、発送に当り材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×1本当り平均材積とする。

注2：1本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。ただし、署長等は1本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

注3：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、それに基づいて署長等が算定し、樹種、長級、径級および品等が明らかでない場合には、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長等が決定するところによる。ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

森林整備事業(保護伐)仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林整備事業(保護伐)に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の調査立木は全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材(通直材)が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。
ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹種	長級(m)	径級(cm)
スギ	3	16上
	4	16上
ヒノキ	3	14上
	4	14上
	6上	14上

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

- (1) 伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。
- (2) かかり木については適切な方法で処理すること。
- (3) ワイヤロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

生産完了検査場所における検査数量とする。

5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

森林整備事業(保育間伐(活用型))仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林整備事業(保育間伐(活用型))に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の調査立木は、監督職員の指示がない限り全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材(通直材)が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。
ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹種	長級(m)	径級(cm)
スギ	3	16上
	4	16上
ヒノキ	3	14上
	4	14上
	6上	14上

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

- (1) 伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。
- (2) かかり木については適切な方法で処理すること。
- (3) ワイヤロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

- (1) 伐倒数量
面積按分による材積とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量とする。

5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別紙)

森林作業道作設仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

(用語の定義)

第2条 森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

(規格構造等)

第3条 林業機械等については、9～13トンクラス（バケット容量0.45m³クラス）以下による6m材の搬出を見込むものとする。

2 幅員は3.0m（急傾斜地は2.5m）とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として0.5m程度（全余裕幅）を付加することができることとする。

3 縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°（25%）程度とする。

4 急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するものとする。

また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

5 横断勾配については、原則として水平とする。

(路線設計等)

第4条 路線計画は、次の事項を検討した路線計画図（1/5000の図面）を作成し提出することとする。

なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。

2 路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。

3 やむを得ず急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適切に計画し、現

地に適した構造物を設置する。

- 4 線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度とする。
- 5 造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。
- 6 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
- 7 小溪流、沢、湧水がみられる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。
- 8 土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配とすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。
- 9 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- 10 地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

(法令等の遵守)

第5条 森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

- 2 施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

(施工等)

第6条 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないようにする。

- 2 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配を、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況をもとに判断する。

- 3 盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。
 - (1) 堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

(2) のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4 曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5 簡易構造物等については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や2次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6 排水施設については、下以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小溪流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のあ

る沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7 立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

(その他)

第7条 事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きよとする。

附則（令和5年7月7日近資第48号近畿中国森林管理局長通知）

この仕様書は、令和5年7月10日から適用する。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施にあたっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用にあたっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所
会社名等
現場代理人

事業名			事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)		時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安定な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏名	生年 月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先					経験 年数	
	傷病名	傷病 部位	休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所		
今後の対策							
所見・状況							

特記仕様書
林地整理（植付補助作業）

- 1 植付作業において、林地残材及びササ・シダの繁茂等により植付の支障となる箇所については、林地整理を行うこと。
なお、林地整理を行う場合、その作業方法及び範囲について、監督職員と必ず協議を行うこと。
- 2 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付（新植）仕様書
（マルチキャビティーコンテナ苗）

（地拵の確認）

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

（苗木の管理）

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

（植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離）

- 3 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

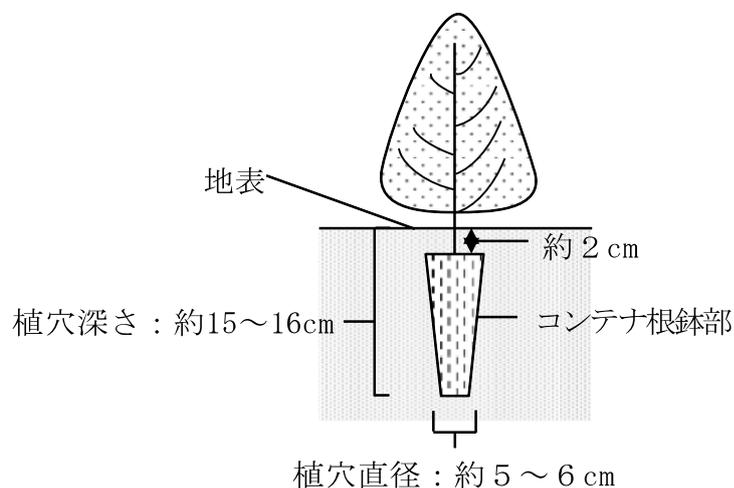
植付樹種	1 ha当たりの植付本数	備考
スギ (マルチキャビティーコンテナ苗)	2,000本/ha	通ヶ谷山国有林
ヒノキ (マルチキャビティーコンテナ苗)	2,000本/ha	

- 4 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 5 無地拵又は地拵(全刈存置)箇所での植付は原則として方形植とし、列間距離・苗間距離ともに2.20mを原則とし下図の要領により植付ける。

（植付要領）

- 6 植栽本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。

- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径 5 ～ 6 cm、深さ 15 ～ 16cm の植穴をつくる。
- 9 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 10 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 11 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。
- 12 植付苗木の根元に落葉その他の地覆物を寄せかけ、十分被覆すること。



(苗木の管理・取扱)

- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(その他)

- 15 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	根元径	数量	根鉢部	備考
スギ	2年生以上	35cm上	3.5mm上	3,400本	150cc	花粉の少ない苗木 ※
ヒノキ	2年生以上	35cm上	3.5mm上	12,900本	150cc	
計				16,300本		

※ 花粉の少ない苗木は、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木又は特定苗木とする。

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 苗が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は湿潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等により優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露で濡れていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) 段ボール箱等に入れ、苗木の根鉢に崩れが生じないようにすること。
- (4) 苗木の運搬方法及び保管方法、保管期間を監督職員と事前に協議のうえ、最大限苗木の乾燥防止に努めること。
- (5) その他上記により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置個所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な場所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径14cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

- 13 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。(別図3)

(出入口)

14 監督職員と協議のうえ、開閉できる出入口を適宜設置すること。

(資材の調整)

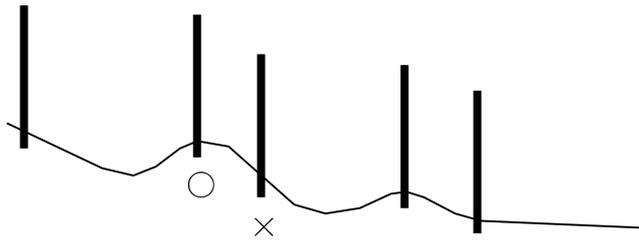
15 防護柵資材について、計画的に設置し資材の過不足が生じないようにすること。

(その他)

16 その他必要事項については監督職員の指示によること。

(別図1)

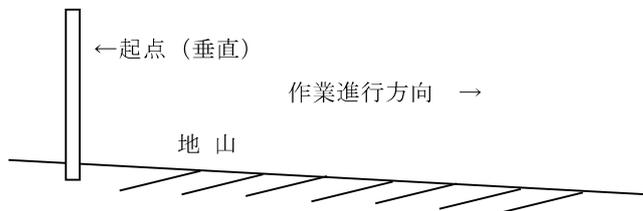
支柱の設置箇所



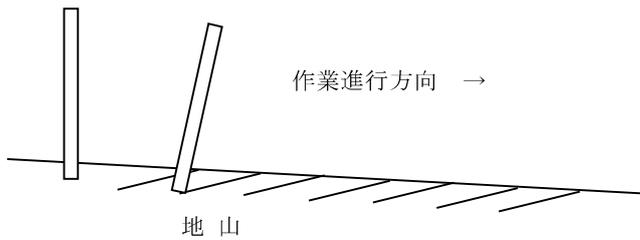
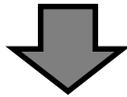
(支柱の間隔は4～5mで)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

支柱の固定方法



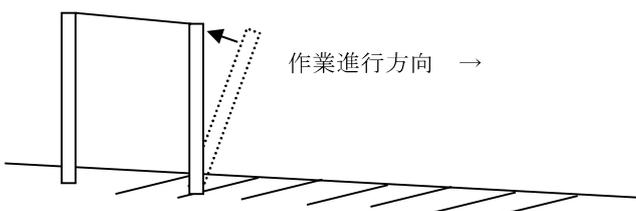
ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



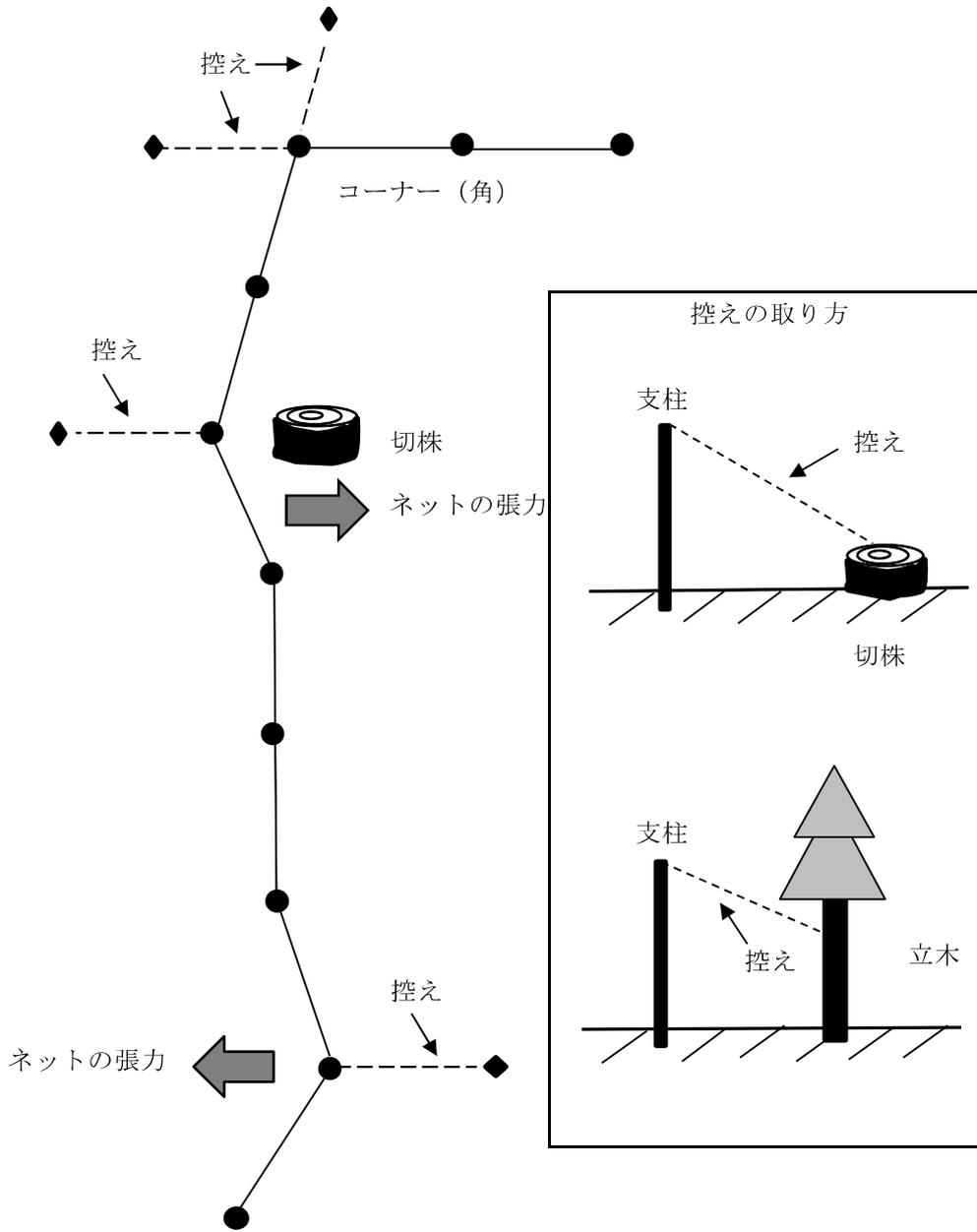
張ロープ



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図2)

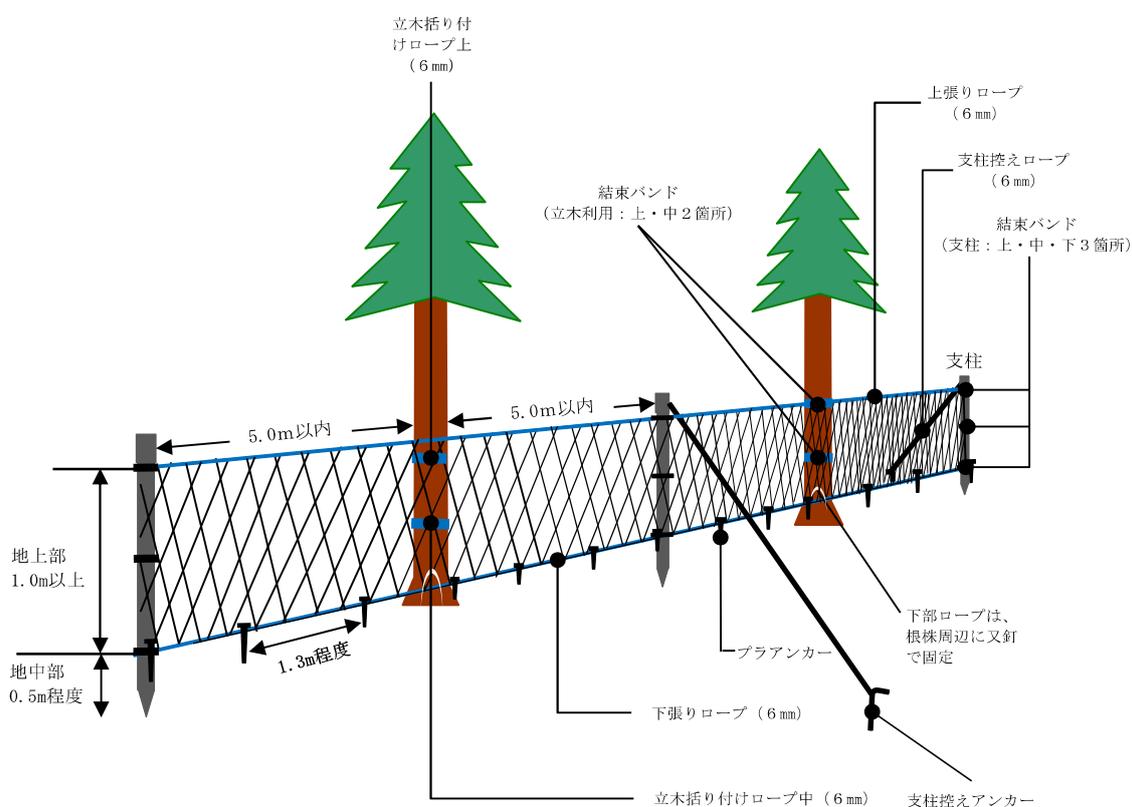
控えロープの設置方法



防護柵設置特記仕様書及び標準図

- 1 防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 立木利用を行う場合、防護柵を設置するために利用する立木は、胸高直径が14cm以上の生立木とする。
- 3 立木及び支柱の間隔は、5 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 立木の間隔が5 m以上になる場合は間に支柱を設置することとし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所を立木括り付けロープで固定し、下1箇所を又釘で根株周辺に固定すること。
- 6 支柱とネットは、上・中・下3箇所を結束バンドで固定すること。
- 7 歩道等と接続する箇所は、開閉できる出入口を設置すること。
- 8 プラアンカーの設置は支柱・立木の有無にかかわらず下図の間隔を基本として設置すること。
- 9 その他作業の実施にあたって疑問等のある場合は、監督職員と協議のうえ実施すること。

【標準図】



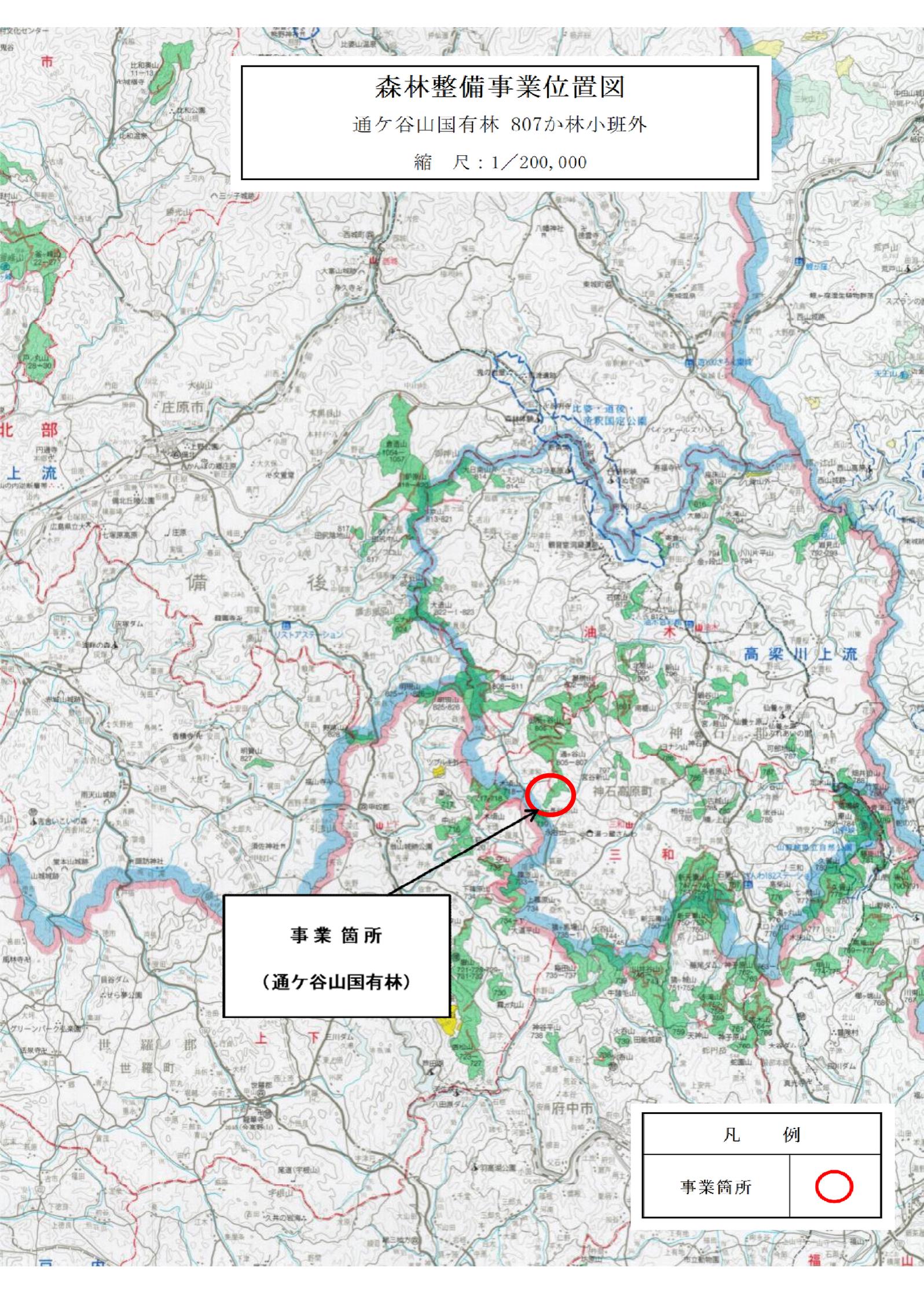
防護柵購入仕様書

- 1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン400 d /24本以上 ステンレス線0.29mm×2本以上入り 網目50mm目合、高さ1m以上 同等かそれ以上	3,950 m	
侵入防止網用 上張りロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	4,345 m	
侵入防止網用 下張りロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	4,345 m	
支柱	被覆鋼管、径38mm、 長さ1.5m程度 同等かそれ以上	994 本	
支柱用キャップ	支柱に適合するものロープ止め付	994 個	
プラスチック アンカー	長さ400mm以上 (劣化しにくいもの)	6,892 本	
支柱用控えアンカー	L型鉄製、径10mm以上、 長さ600mm以上 同等かそれ以上	497 本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	2,530 m	
結束バンド	長さ200mm以上	13,100 本	

- 2 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
- 4 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 5 侵入防止網等は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

森林整備事業位置図
通ヶ谷山国有林 807か林小班外
縮尺：1/200,000



事業箇所
(通ヶ谷山国有林)

凡例	
事業箇所	

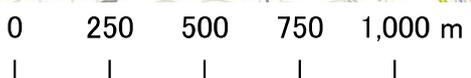
森林整備事業位置図

通ヶ谷山国有林 807か 林小班外

作業種：保護伐、保育間伐



凡 例	
主伐（保護伐）	■
間伐（活用型）	■
林 道	—

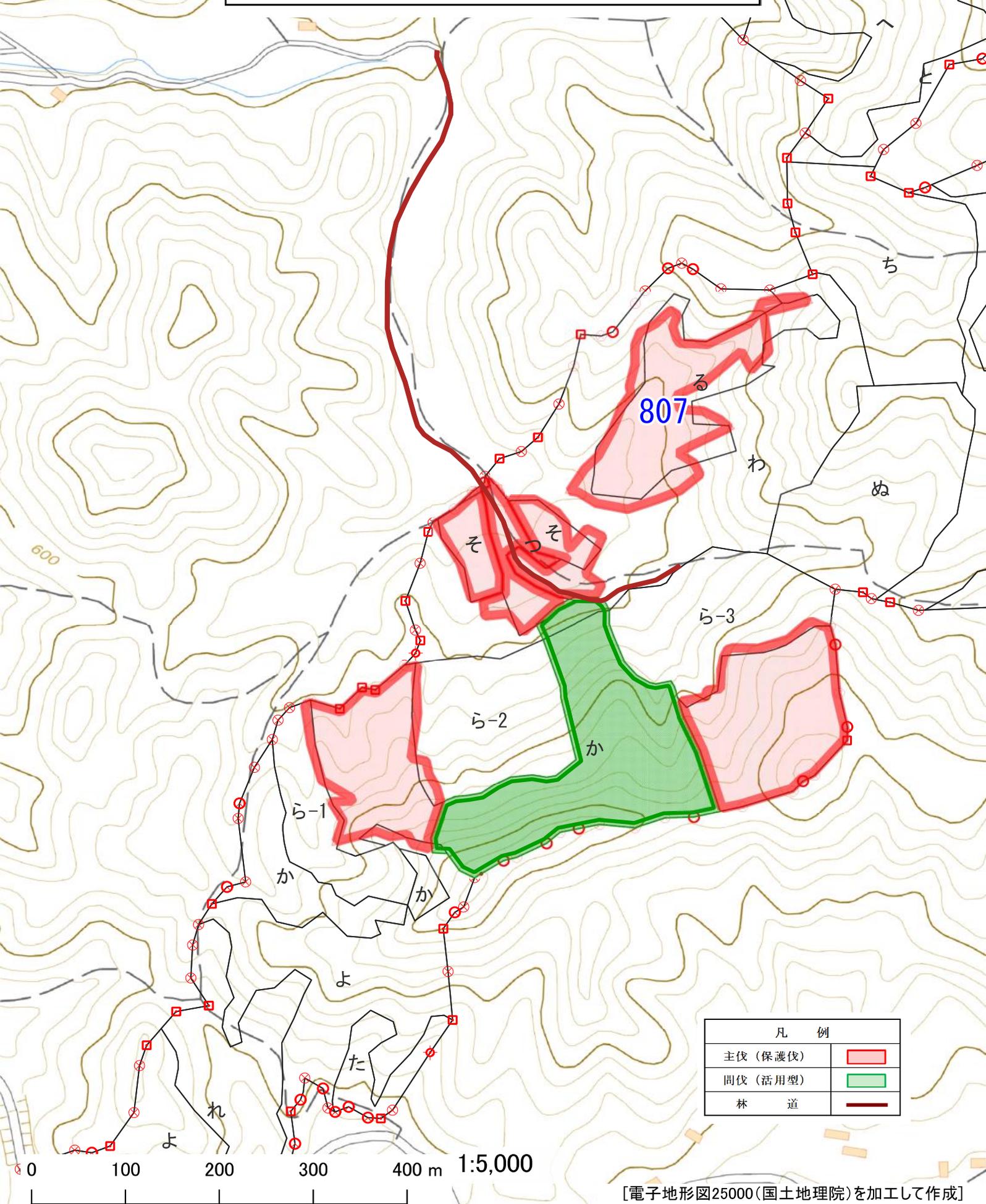
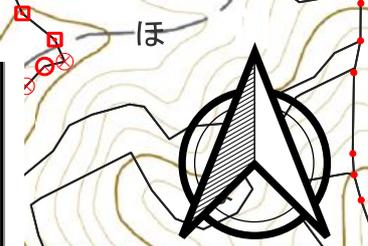


1:20,000

森林整備事業位置図

通ヶ谷山国有林 807か 林小班外

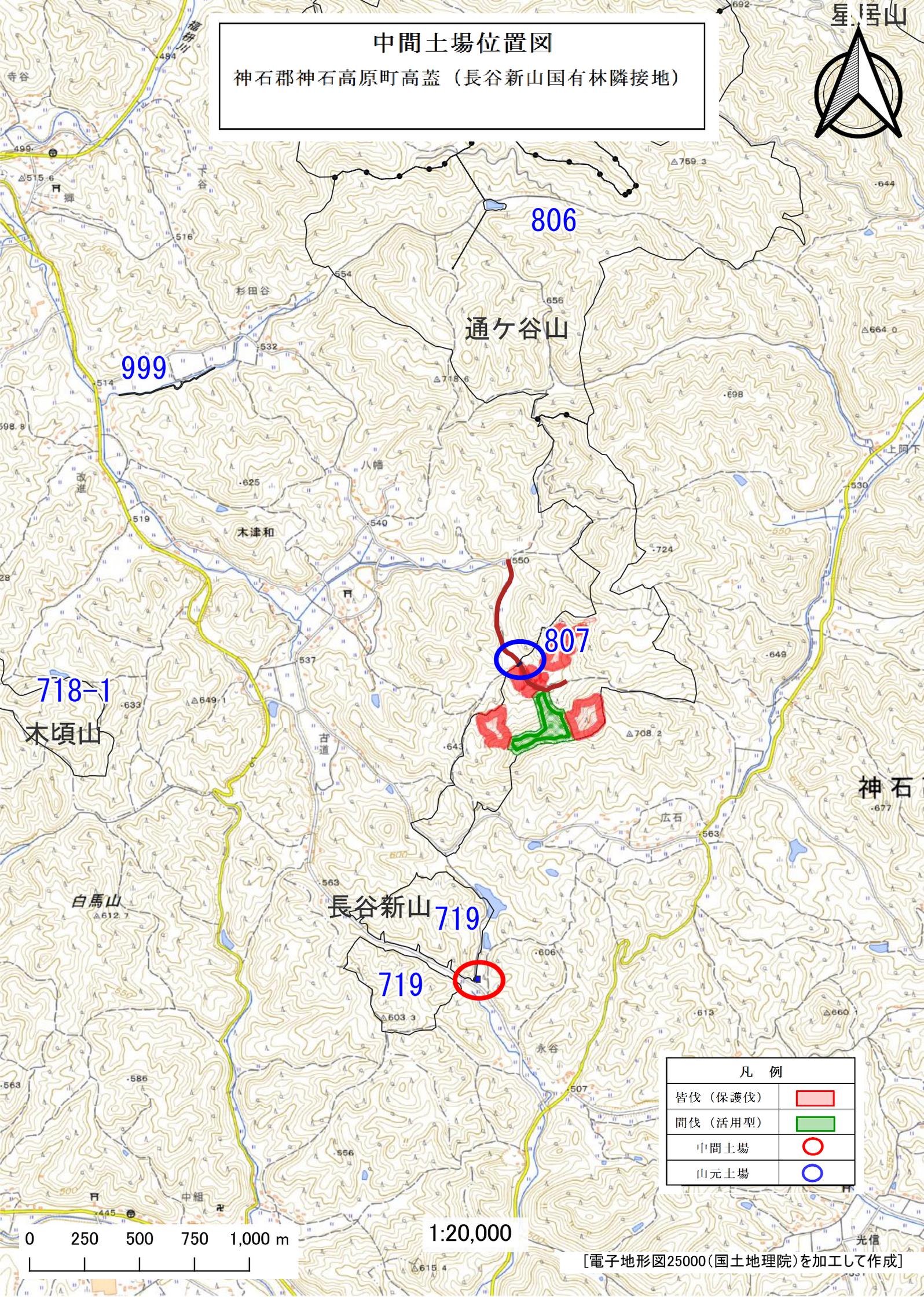
作業種：保護伐、保育間伐



凡 例	
主伐（保護伐）	
間伐（活用型）	
林 道	



中間土場位置図
 神石郡神石高原町高蓋（長谷新山国有林隣接地）

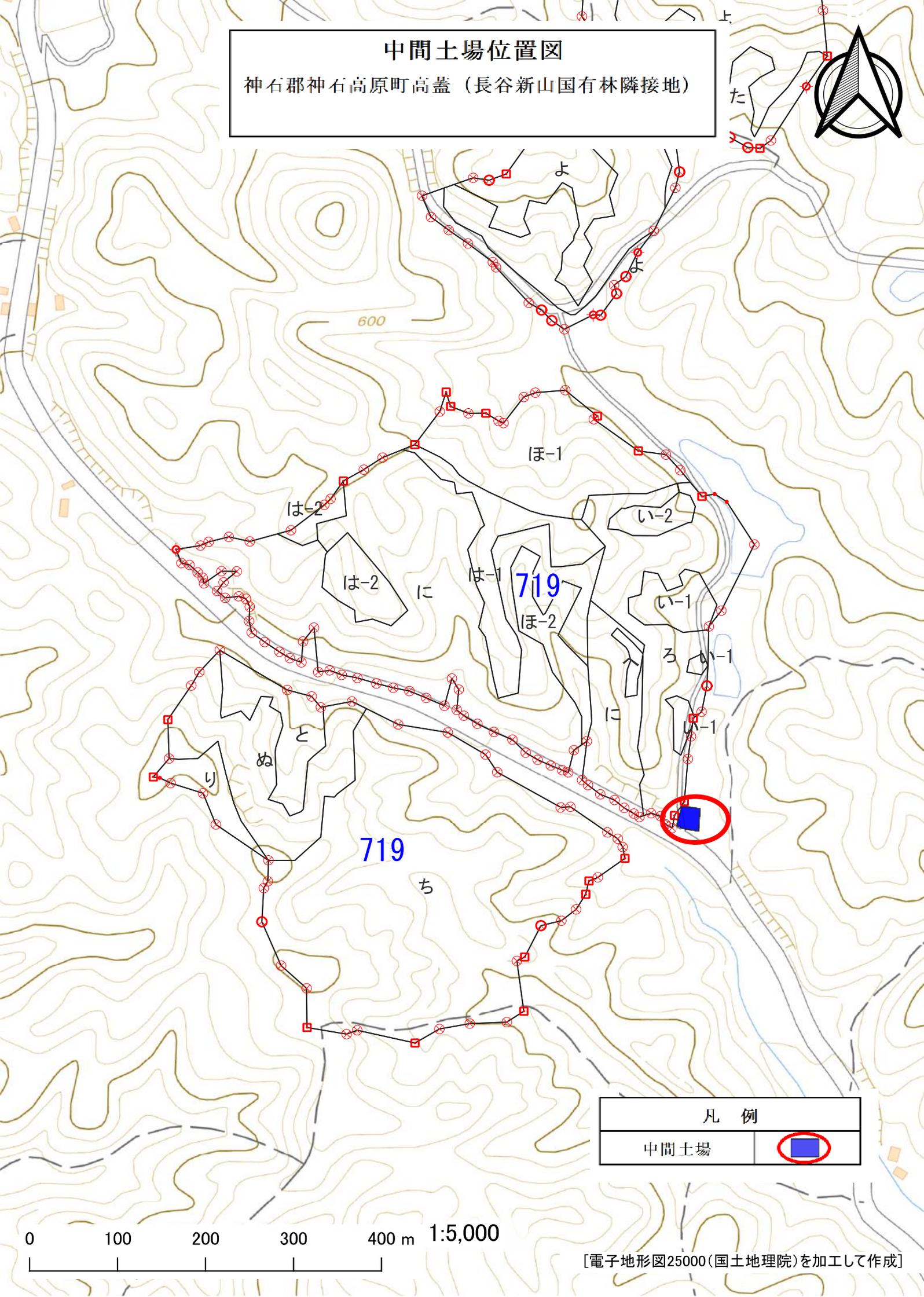
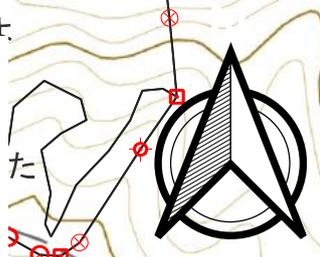


凡 例	
皆伐（保護伐）	
間伐（活用型）	
中間土場	
山元土場	

0 250 500 750 1,000 m

1:20,000

中間土場位置図
 神石郡神石高原町高蓋（長谷新山国有林隣接地）



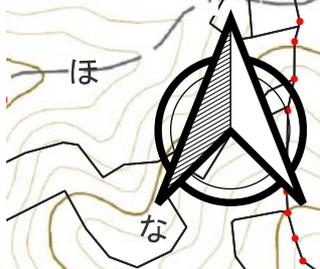
凡 例	
中間土場	

0 100 200 300 400 m 1:5,000

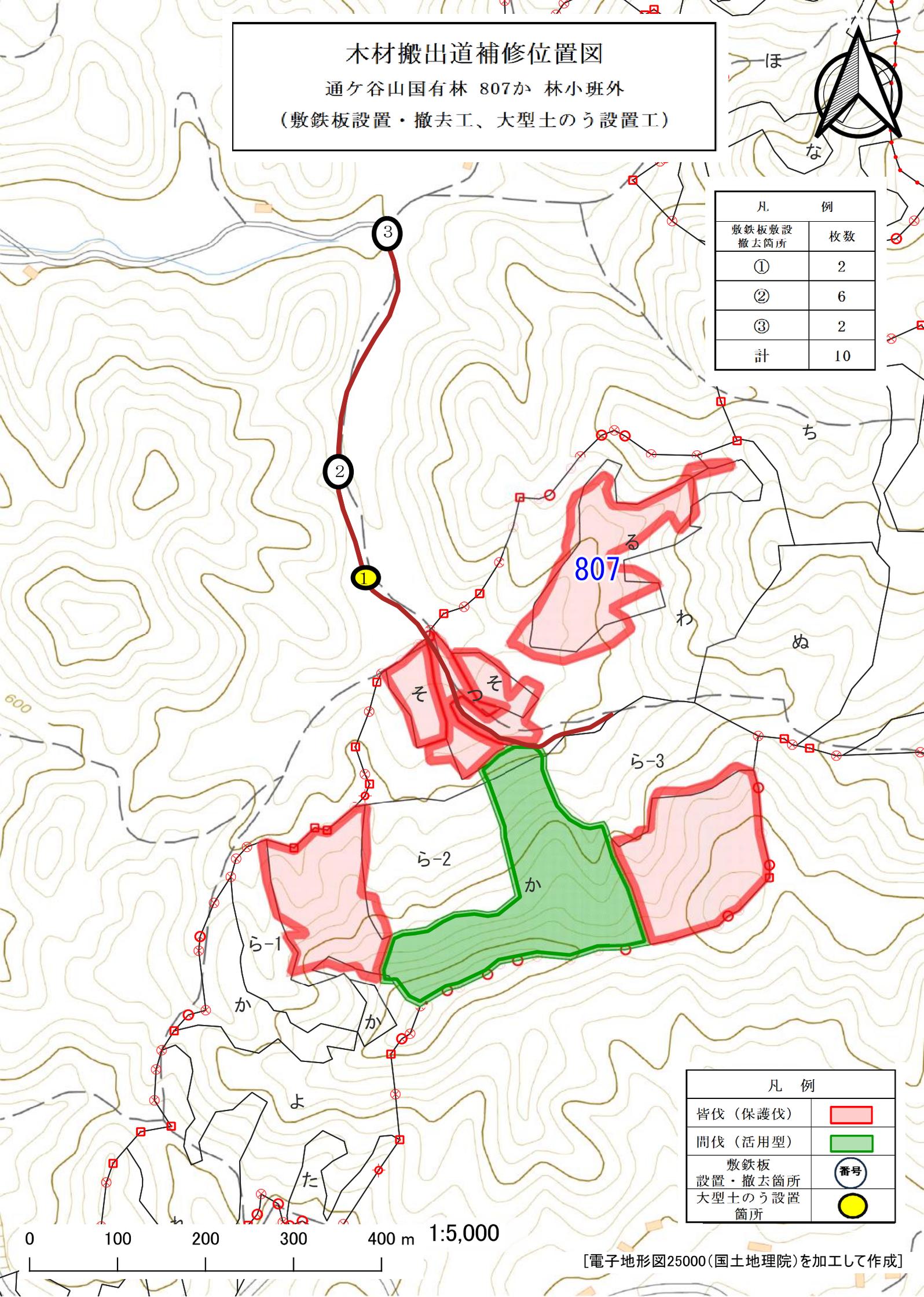
[電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成]

木材搬出道補修位置図

通ヶ谷山国有林 807か 林小班外
(敷鉄板設置・撤去工、大型土のう設置工)



凡	例
敷鉄板敷設 撤去箇所	枚数
①	2
②	6
③	2
計	10

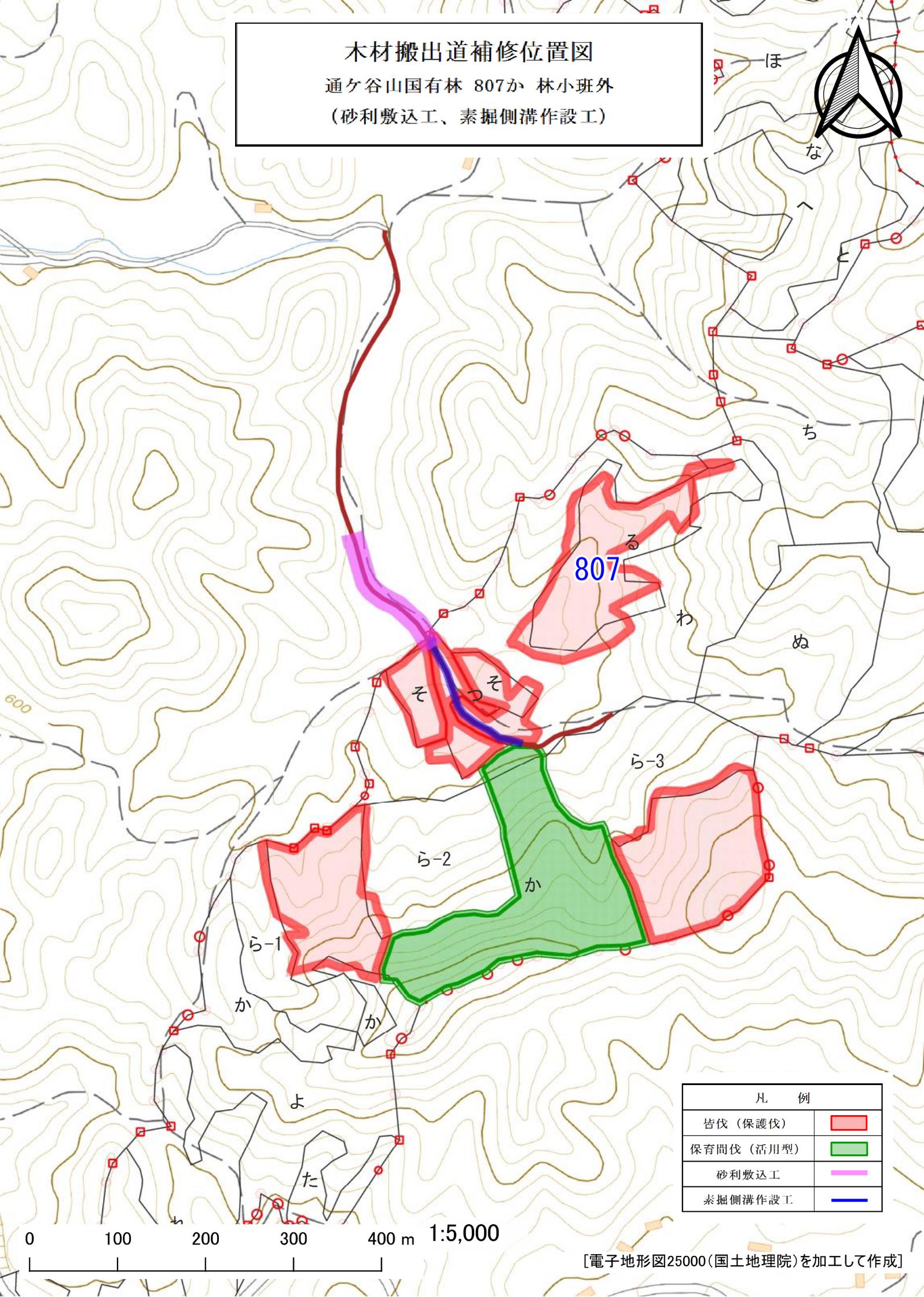
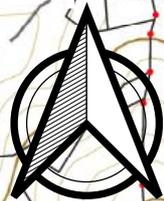


凡 例	
皆伐 (保護伐)	
間伐 (活用型)	
敷鉄板 設置・撤去箇所	⊗ (番号)
大型土のう設置 箇所	● (黄色)

0 100 200 300 400 m 1:5,000

[電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成]

木材搬出道補修位置図
 通ヶ谷山国有林 807か 林小班外
 (砂利敷込工、素掘側溝作設工)

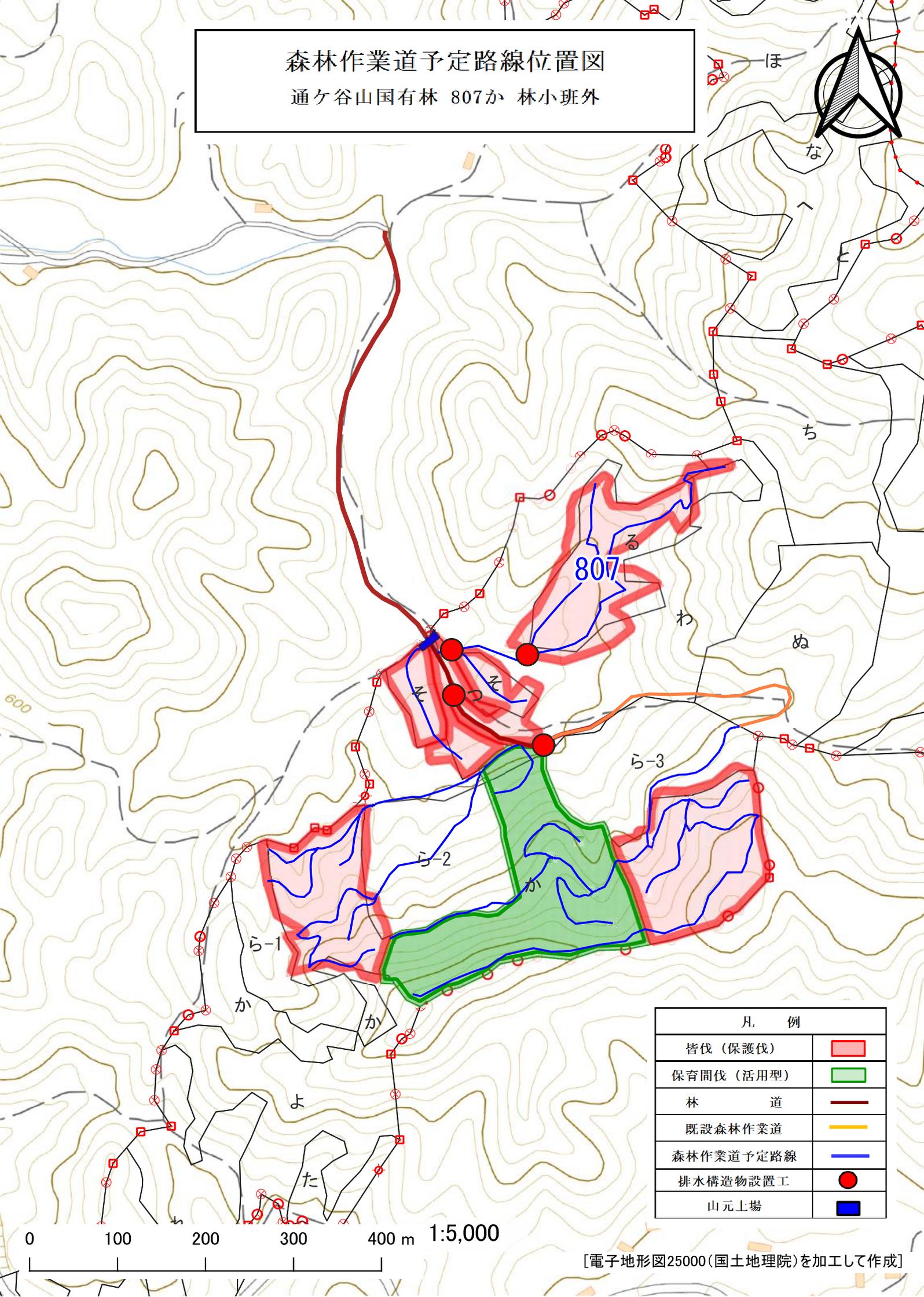
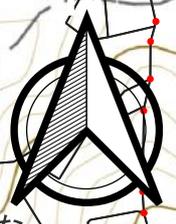


凡 例	
皆伐 (保護伐)	
保育間伐 (活用型)	
砂利敷込工	
素掘側溝作設工	

0 100 200 300 400 m 1:5,000

森林作業道予定路線位置図

通ヶ谷山国有林 807か 林小班外



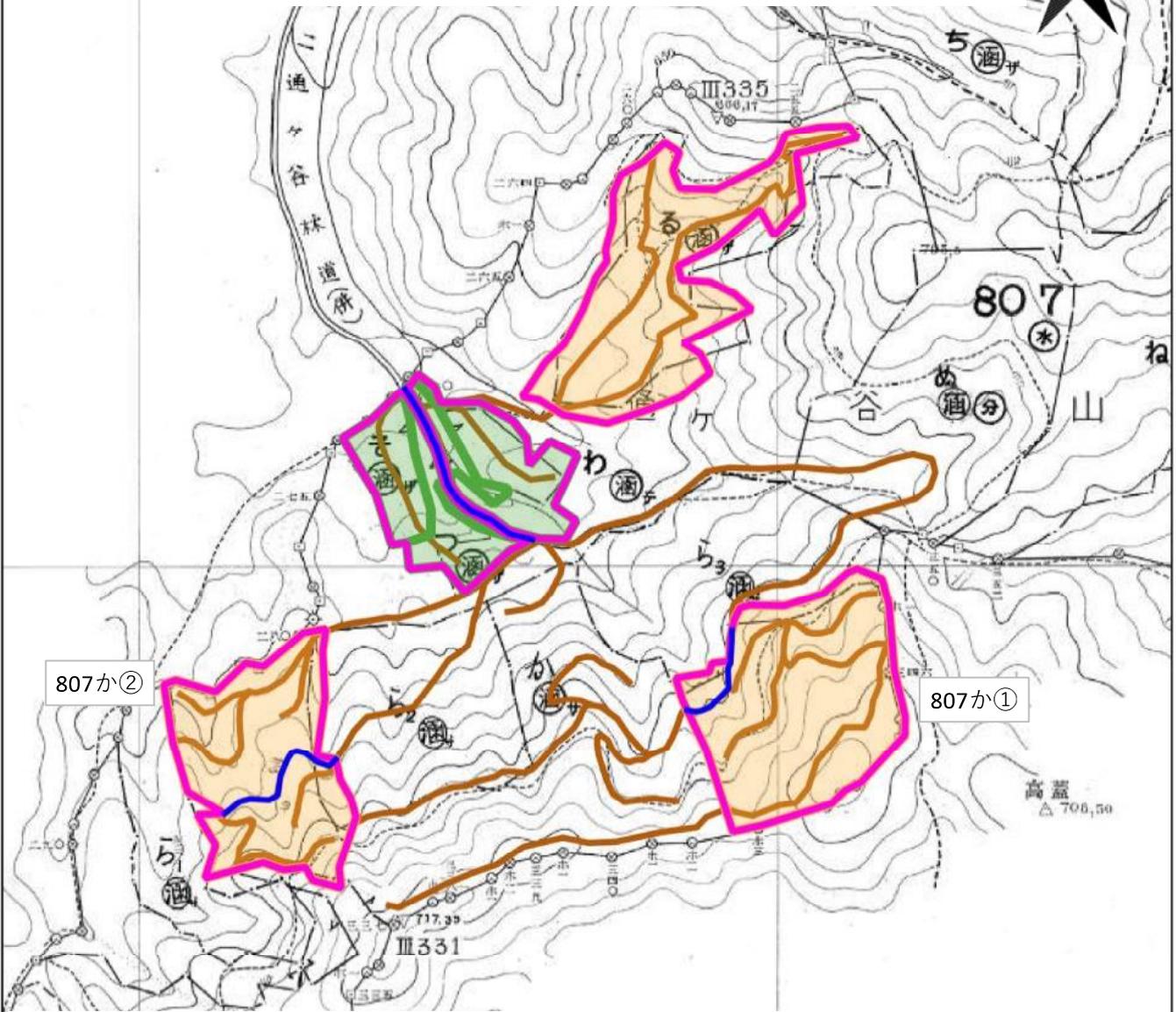
凡 例	
皆伐（保護伐）	
保育間伐（活用型）	
林 道	
既設森林作業道	
森林作業道予定路線	
排水構造物設置工	
山元上場	

0 100 200 300 400 m 1:5,000

森林整備事業位置図

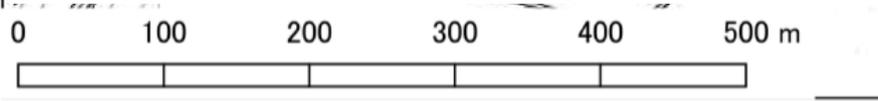
通ヶ谷山国有林807か林小班外

1/5,000



凡例					
林小班・伐区	植栽樹種	面積	本数	haあたりの植付本数	防護柵設置延長
807か・①	ヒノキ	2.36ha	4,720本	2,000本	859m
807か・②	ヒノキ	1.84ha	3,680本		770m
807そ	スギ	1.15ha	2,300本		1,024m
807つ	スギ	0.55ha	1,100本		1,285m
807る	ヒノキ	2.25ha	4,500本		3,938m
計		8.15ha	16,300本		

凡例	
植付(新植) スギ	
植付(新植) ヒノキ	
植付除地	
防護柵設置	



契約情報の公表

請負事業の作業条件表（素材生産）

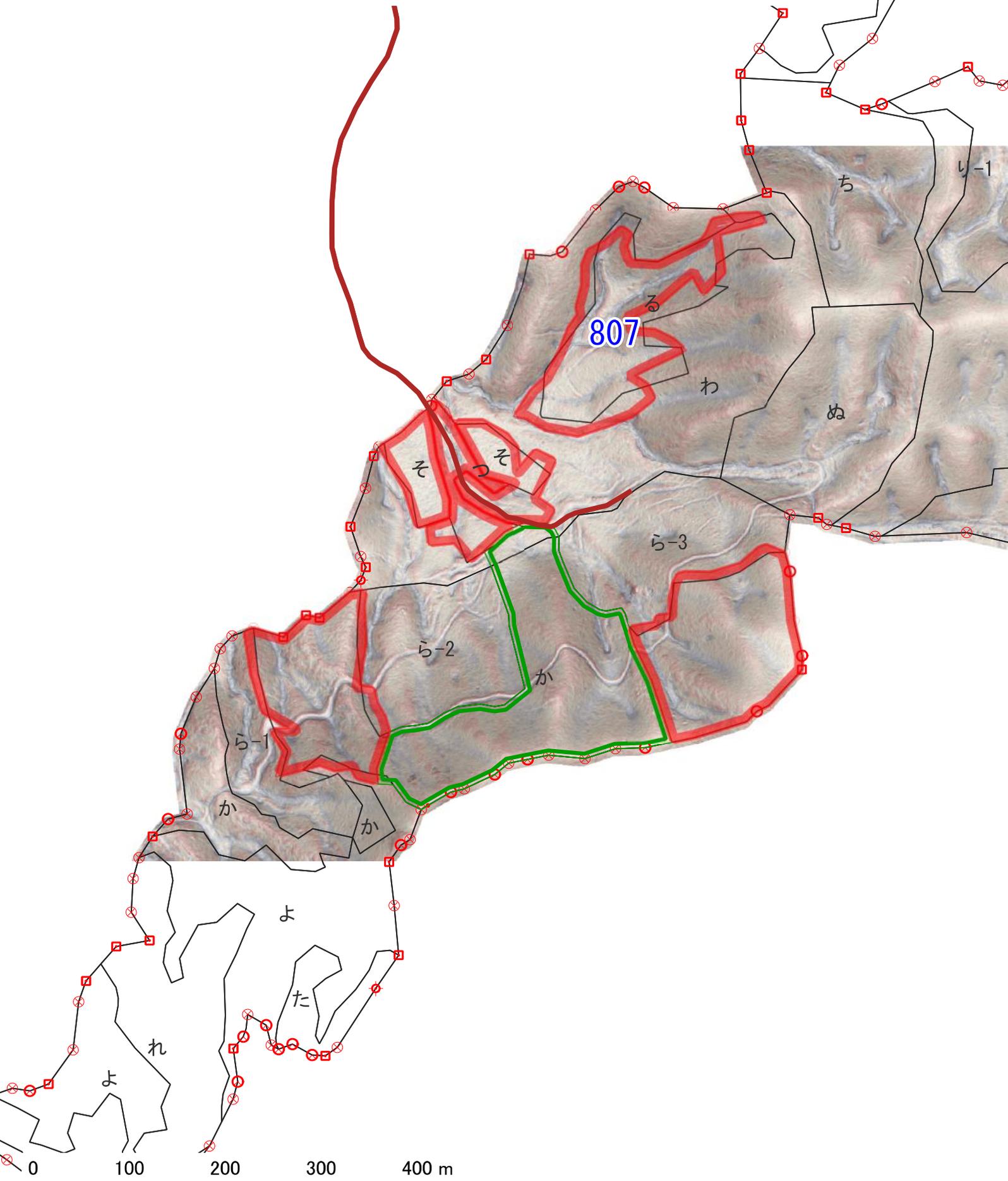
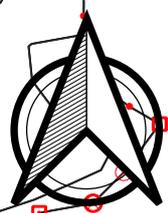
事業名：通ヶ谷山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）

広島北部森林管理署

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件			作業条件					トラック運搬		
					傾斜	地表植生	平均胸高直径	伐倒	集材	造材	平均立木材積	運材	運搬区間	トラック台数	運搬距離(片道)
保護伐	通ヶ谷山	807か	4.20ha	契約締結の翌日から令和9年2月5日	中	中	ヒノキ 24cm	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	0.43m ³	フォワーダ	山土場～ 中間土場	2t	3.6km
		807そ	1.15ha		緩	中	スギ 34cm				0.93m ³				
		807つ	0.55ha		緩	中	ヒノキ 30cm				0.72m ³				
		807る	2.25ha		中	中	ヒノキ 24cm				0.43m ³				
小計			8.15ha							0.50m ³					
保育間伐(活用型)	通ヶ谷山	807か	3.64ha	契約締結の翌日から令和9年2月5日	中	中	ヒノキ 24cm	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	0.43m ³	フォワーダ	山土場～ 中間土場	2t	3.6km
小計											0.43m ³				
合計			11.79ha								0.49m ³				

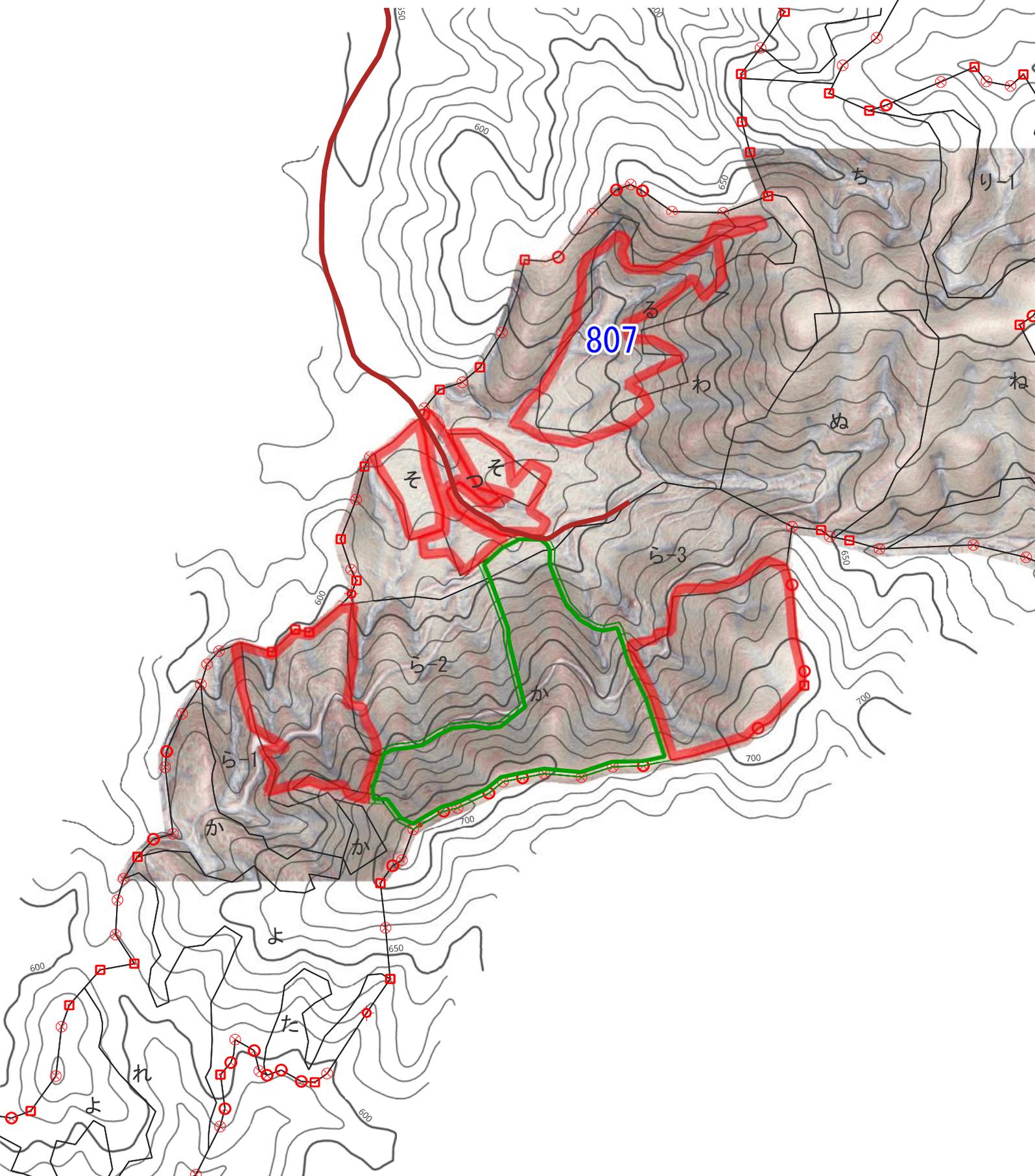
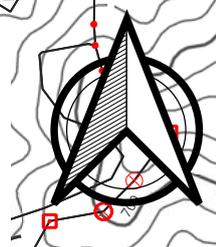
作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				備考				
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離(往復・Km)	通勤時間(往復・分)	通勤起点						
植付	通ヶ谷山	807か	4.20ha	契約締結の翌日から令和9年2月5日	難：9%、中：91%	人力	19.2	58	神石高原町役場		コンテナ苗、ヒノキ：8,400本				
		807そ	1.15ha								易：100%	人力	19.2	39	コンテナ苗、スギ：2,300本
		807つ	0.55ha								易：100%	人力	19.2	39	コンテナ苗、スギ：1,100本
		807る	2.25ha								中：100%	人力	19.2	50	コンテナ苗、ヒノキ：4,500本
合計			8.15ha												
防護柵設置	通ヶ谷山	807か外	3.94km	契約締結の翌日から令和9年2月5日	中：45%、易：55%	人力	19.2	52	神石高原町役場						

CS立体図
通ヶ谷山国有林 807か 林小班外
(等高線なし)



0 100 200 300 400 m 1:5,000

C S 立体図
通ヶ谷山国有林 807か 林小班外
(等高線あり)



0 100 200 300 400 m
1:5,000